

2月23日は「税理士記念日」

2月23日は「税理士記念日」。これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来しています。記念日にあたり、税理士業務をもっと知っていただくために、2日間の電話相談を開設します。所得税、法人税、贈与税、相続税、消費税など、税に関するどんなご質問にも無料でお答えします。お気軽にご相談ください。



こんな時は、税理士さんに聞いてみよう。

- インボイスって?
- 電子帳簿保存法って?
- ふるさと納税したけど申告は必要なの?
- 子どもや孫への資金援助で注意することは?
- 相続時精算課税はどう変わったの?
- ドルや金を売ったんだけど?
- 開業したんだけど、どうしたらいいの?
- 医療費控除したいんだけど?



● 税理士は、税務に関するスペシャリストです。● 税金の相談は税理士以外の者が行うことはできません。「にせ税理士」にはくれぐれもご注意ください。● 信頼のマーク・税理士バッジや税理士証票を携行しています。● 職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。

お気軽にお電話してください。
無料でんわ相談室

2月21日(水)・22日(木) 午前10時→午後4時 神戸 078-231-3318 芦屋 0797-31-2808 加古川 079-427-7118

- 芦屋支部
- 神戸支部
- 長田支部
- 明石支部
- 灘支部
- 兵庫支部
- 須磨支部
- 加古川支部

ホームページで「近畿税理士会」の詳しいご案内をご覧ください。
近畿税理士会 検索
<https://www.kinzei.or.jp>

近畿税理士会
兵庫県第1支部連合会
※当相談は、税理士へ